

デジタル社会の実現に向けた重点計画に関する意見

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第5項の規定に基づき、デジタル社会の実現に向けた重点計画について、下記の通り意見を申し上げます。

記

1. 誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体が重点計画に基づいて取組ができるよう、的確な情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、令和7年度を目標に、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにしているが、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期が様々であることを踏まえ、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、必要な支援を確実にを行うこと。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について、都市自治体における具体的な取組がより進むよう、さらなる支援を行うこと。

あわせて、都市自治体における基幹系情報システムに関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

さらに、都市自治体が行う独自のデジタルデバインド対策について必要な支援を行うこと。

2. 個人情報保護については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法によって、今後、条例による運用からの大きな制度変更となることから、現場に混乱の生じることがないように、早期のガイドライン等の提示をはじめ、適切な情報提供を行うなど、

都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、令和5年春から同法に基づく全国的な共通ルールによる運用となることや個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

3. マイナンバーカードの普及及び利用推進のため、マイナンバー制度の安全性や信頼性について丁寧かつ十分に説明するなど、制度に関する知識啓発を国として行うこと。

4. 重点計画に掲げられた具体的な施策については、早期に住民がその恩恵を享受できるよう、広く普及しているスマートフォン等のデジタル機器や技術を考慮し、ユーザオリエンテッドなサービスや情報システムの導入を検討すること。

5. 重点計画では、様々な項目において目標時期や数値目標等が示されているが、各都市自治体においては、推進体制や予算を確保したうえで工程表等に基づき計画的に進める必要があることから、国においては、迅速な情報提供を行うとともに、より具体的なスケジュール等を早急に示すこと。

また、都市自治体としてデジタル化に向けて最善を尽くすものの、都市自治体ごとに推進体制や進捗状況等が異なることから、目標時期等については必要に応じて柔軟に対応すること。

6. 重点計画に基づいてデジタル社会の実現に向けた具体的な施策が講じられることから、デジタル社会形成基本法に基づく重点計画の策定等に当たっては、本会对し、できる限り十分な時間的余裕をもって意見聴取すること。

令和3年12月13日

全国市長会